

豊岡市観光自主財源検討委員会 第5回

日時：2026年4月27日（月）14:00-16:00

場所：市役所本庁舎 3階 庁議室

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 前回委員会の振り返り
 - (2) 「豊岡市観光自主財源導入計画（骨子案）」
 - (3) 「(仮称)豊岡市観光地経営会議」について
 - (4) その他
4. 事務連絡
5. 閉会

配布資料

- 次第
- 資料 1-1 前回委員会の振り返り
- 資料 1-2 第4回豊岡市観光自主財源検討委員会 議事録
- 資料 2 「豊岡市観光自主財源導入計画（骨子案）」
- 資料 3 「(仮称)豊岡市観光地経営会議」について

前回委員会の振り返り

前回委員会の振り返り

1. 共通認識（概ね方向性が固まった事柄）

（1）制度の骨格

- 免税点・課税免除は設けない

（2）宿泊税の用途について

- 財源充当事業については、優先順位を決める等、投資すべきかどうか見極める必要がある

（3）エリア別枠の按分について

- 日帰り客数を考慮すべき（福岡の事例も参考に）

（4）財源の管理と財源を活用した施策を協議・検証する仕組み

- 財源充当事業について、施策検討・進捗管理・検証を行うための「（仮称）豊岡市観光地経営会議」を設ける

（5）特別徴収義務者への支援

- 各宿のシステム改修支援及び特別徴収交付金制度は必要である
- 宿泊税を導入することになった場合、市で周知を行うことが重要

（6）既存税との整理

- 現状の制度上、既存の入湯税、温泉使用料は維持。分かりやすい表示手法等は継続検討課題とする

2. 継続検討事項（（仮称）豊岡市観光地経営会議準備会での検討事項を含む）

（1）税額

- 税額「200円（5万円未満）、400円（5万円以上）」について再度検討を行う
※導入から数年後に増額（例：3年後に300円）することも含め

（2）今後の検討・実行体制

- 「（仮称）豊岡市観光地経営会議」を構成する団体について事務局より案を提示する

（3）全市共通枠とエリア別枠の按分割合

- 全市共通枠とエリア別枠の按分割合（エリア別枠の地域区分も含め）については継続検討
※宿泊者数が少ないエリアを全市共通枠でカバーする考えを踏まえて

第4回 豊岡市観光自主財源検討委員会 議事要旨

日時：2026年3月19日(木) 13:00-15:00

場所：豊岡稽古堂 3階 交流室3-1

<出席者>

委員： 高宮 浩之 委員長（豊岡ツーリズム協議会）
山田 雄一 副委員長（立命館大学大学院教授） ※オンライン出席
西村 総一郎 委員（一般社団法人日本旅館協会）
大西 伸弥 委員（城崎温泉旅館協同組合）
今津 一也 委員（日和山観光株式会社） ※オンライン出席
鷹野 真佐子 委員（温泉民宿久兵衛） ※欠席
中島 丈裕 委員（神鍋ハイランドホテル）
川原 周子 委員（有限会社そば庄） ※欠席
羽尻 智子 委員（株式会社シルク温泉やまびこ）
池田 俊介 委員（アドバンス株式会社） ※欠席
小坂 祐司 委員（全但バス株式会社）
島津 太一 委員（一般社団法人豊岡観光イノベーション）
松宮 未来子 委員（一般社団法人マチノイト）

オブザーバー：豊岡観光協会

一般社団法人城崎温泉観光協会
一般社団法人たけの観光協会
一般社団法人日高神鍋観光協会
特定非営利活動法人但馬國出石観光協会
一般社団法人但東シルクロード観光協会
兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課

事務局： 豊岡市観光文化部観光政策課

受託事業者： 公益財団法人日本交通公社

1. 開会

2. あいさつ

※高宮委員長から開会にあたっての挨拶

3. 議事

(1) 前回委員会の振り返り

※配付資料1-1に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

(2) 本委員会の役割確認と導入に向けた今後の進め方

※配付資料2に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

(3) 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性

※配付資料3に沿ってJTBFならびに豊岡市から説明

高宮委員長

○それぞれの項目ごとに順番にご意見を伺っていききたい。

島津委員

○協議・検証する仕組みについて、提案があった評価を行う観光地経営会議は市議会への説明責任はあるか。また、説明責任として観光政策課が行うのかを確認したい。

事務局

○観光地経営会議は今後制定する条例に位置付け、法定の会議とする想定である。その意味では説明責任はあると認識している。ただ、議会への説明は市長が行うことになるので、観光地経営会議のメンバーが説明を行うことはない。

高宮委員長

○協議・検証する仕組みについて他に意見はあるか。

事務局

○1点補足したい。観光地経営会議は、肝となる大事な組織になると市として考えている。次回第5回の検討委員会では、どのような分野の組織、団体に参画いただくのが良いか、事務局案を作成し、ご意見を頂きたいと考えている。

高宮委員長

○次回に具体的な組織案を提示いただけるということだが、事前にこの組織・団体を入れてほしいなど何か意見があればここでお聞きしたい。

小坂委員

○観光地経営会議は重要だと思うが、他の自治体でこのような会議体を設けずに行っている事例はあるか教えて欲しい。

JTBF

- このような会議体ではない場合は、行政側からアンオフィシャルに各事業者や各団体にヒアリングなどを行い事業案を取りまとめる形になっていると考えられる。オフィシャルに位置づけられている場合は、審議会であったり、あるいは審議会ではなくても同様の会議体として行っているものが多いと認識している。

高宮委員長

- 今まではこのような観光地経営会議がなく、市が用途を決めて議会に諮る形だったが、新しい観光自主財源ではこのような組織をつくり、行政以外の民間や地域のメンバーが入って立案や検証を行うという考え方で、やり方も大きく変わるだろう。
- 次のテーマに入りたい。全市共通枠について、特に取り組むべきテーマと内容についてご意見を頂きたい。

西村委員

- 全市共通枠で取り組むべき、また、効果的と考えられるテーマと内容にはいろいろな事が書いてあり、何でもできてしまうように見えるが、全国的にもこのような形で挙げられているのか教えて欲しい。と言うのも、用途として何でも書いてあると、不必要とは言わないが優先順位の低い事業にも使われることにならないか気がかりである。

JTBF

- 用途について考えている地域では同様に計画を立てて、全部網羅的に書くというよりも、重要なことや先にやるべきことの優先順位を定めたり、あるいは事業を実施する時間軸で整理しているケースや、あるいは今まさにそのような議論をしているケースが多いと認識している。

西村委員

- 宿泊者が増えて、宿泊税収が集まり、そして新たなお金を生むことにつながる事業に特化した方が良いのではと思う。例えば、個人的にはインナープロモーションなどは不要ではないかと思う。

高宮委員長

- 拳がっているもの全てを満遍なくやるつもりではなく、この様な事業が考えられるというものを例示させているものだと理解している。
- これまでのツーリズム協議会での議論で必ず出てくるのは二次交通も含めて周遊に関する話が出てくるが、なかなか前に進めていない。また、インバウンドの集客は地域全体でやるべきことであり、他には人手不足もどのエリアでも課題になっており、その有効な対策も必要である。それから、データ収集についても、豊岡市では観光DXを推進しており、様々なデータを取ることで戦略を立てる際の参考となるため重要なことである。現状では城崎が中心となっているが、それぞれのエリアでもデータに基づく戦略が必要だと思うので、観光DXやデータ活用に共通枠を充てられれば良いと思う。
- 他にこういうものが必要というものがあれば意見を頂きたい。
- また、按分のイメージについても意見はあるか。エリアによっては配分が非常に少なくなってしまうので、福岡県の例のように宿泊客だけでなく日帰り客数を考慮することも必要だと思う。

大西委員

- 14ページの下段のグラフは、各エリアの宿泊者数をベースとした按分という理解で良いか。また、全体枠に関しては日帰り客数をふまえて按分するということか。

JTBF

- まずは全体枠として15%を割り当てており、この15%は宿泊者数は考慮せず固定という考え方で、それが上段の①のグラフとなる。さらに、下段の②のグラフは、①のうちエリア別枠の部分を更に各地域で分けるために、宿泊者数に基づいて按分しているものである。

高宮委員長

- このグラフは宿泊者数だけで按分したもので、日帰り客数を含めた按分はまだ無いという事ではないか。

JTBF

- まだ日帰り客数のデータが無いため、日帰り客数を反映したものはない。

大西委員

- 宿泊税を導入することによる一番のメリットとして、旧1市5町が連携できる可能性が生まれ、光が見えてくることがあると思う。例えば、出石は国宝で注目されており、様々なプランづくりや観光客のマッチングなどもできるようになると思うので、地域に観光客が増えることに重点的に予算が使えるとありがたい。

高宮委員長

- 各地域というよりも複数の地域を合わせた共通のプランや、市全体の来訪者が増える様な全体のプロモーション、マーケティングなどに使えればという意見であった。

島津委員

- この委員会は合意形成ではなく意見聴取の場という事で、14ページのグラフも分かりやすくパーセンテージに落としているだけで、これが一人歩きすることはないだろうと理解している。
- その上で、市全体で集客するためには、観光は公共財の側面もあるので、全市枠はある程度の枠を持っていなければ、例えば交通網の整備など公共性のあるものに充当できないおそれがある。市全体の重要性を考えればある程度の全市枠が必要であると考え。一方で、税の徴収にあたって城崎に負担がかかることも理解できるので、城崎である程度自由に使えるように、表現が正しいかは別として「自由枠」も必要であり、そのバランスが重要だと思う。そのバランスが崩壊してしまうと、税自体が長期的に継続できなくなってしまうので、長期にわたって健全に運営されることを重視すべきである。
- さらに、豊岡市として宿泊されていない地域のかさ上げも力を入れる必要がある。例えば、出石は一生懸命日帰り客を集客しており、そういった地域にも一隅を照らす必要がある。さらに、但東や日高、竹野にも平等にケアできる制度になると良い。公共財という事を考慮して、按分は全

市枠の割合を上げてもう少し自由に使えるようにしておくべきではと思う。

山田副委員長

- 全市共通枠とエリア別枠の配分について、観光振興は地域サイズが広がるとマーケティングやブランディングなど観光客への働きかけという要素が多くなり、一方で地域サイズが小さくなるとマネジメントや地域内での受け入れ、関係主体間の合意形成、現場の課題解決などにフォーカスされる傾向がある。
- 例えば、ハワイではかつてはハワイ州が全体のプロモーションをやっていたが、コロナ後は各島が観光振興計画のようなDMP（デスネーション・マネジメント・プラン）を作成し、それをハワイ州政府が支援するという形に観光振興のやり方を変えてきている。
- 豊岡市の場合も、市全体ではマーケティングやプロモーション、広域的な新商品造成などにフォーカスされて、一方でエリア別には各地域の現場の具体的、実務的なところに注力されるだろう。JNTOは日本全体のプロモーションを行うが、JNTOが宣伝したからといって、実際の訪日客の受け入れはできず、各地域がそれぞれ受け入れを行っているが、豊岡市の場合も同様に、市は来訪者側、発地側、各地域は着地側を見てそれぞれの取り組みを行うことになるだろう。
- その両者がどういうバランスで連携をするのかというのが、今議論をしている全市共通枠、エリア別枠の配分の結論につながるだろう。

西村委員

- 観光地経営とは投資戦略だと思う。限られたお金を宿泊者から頂き、それをどう投資をし、更に宿泊者を増やすのかという戦略がないまま、何となくばら撒いてというのは大きな間違いではないか。各地で宿泊税を徴収し始めているというのは、他地域に勝つ戦略を打つための財源であり、公平にばら撒くという観点は違うのではないかと強く思う。

中島委員

- 単にばら撒くだけではもったいない事になってしまうので、事例として紹介があった福岡県の活用のされ方について、成功事例があれば教えて欲しい。
- また、按分の比率は豊岡市にマッチするのかを考えていかなければならないと思う。

JTBF

- 成功しているかどうかというのは難しいが、福岡県では県と市町村の役割が明確に意識されており、市町村は現場に近い受入環境整備を行っている。一方で、プロモーションなど全体としてやらなければならない事や、あるいは各市町村で行っても効果が限定的な人材対策などは県で行うという分担をしていると聞いている。

高宮委員長

- 宿泊税が導入されて、まだ経過が浅く、成功事例といえるものが少ないかもしれない。福岡の事例の宿泊者数と日帰り客数の割合での配分は参考になるだろう。

島津委員

- エリア別枠について、城崎の様に成熟度も高く、戦略的な意識も強い地域もあれば、まだまだこれからテコ入れしていかなければならない地域もあるので、エリア別枠は今決めて割合が固定されるような制度ではなく、熟度に応じて割合を変えられるような自由度のある制度として、その上で割合を決める組織をはっきりさせておくことが良いと思う。

今津委員（テキストメッセージ）

- 観光を考える上で、具体的なイメージはないものの、例えば地域の農産物や水産資源、その他産業を巻き込んだ6次産業化を考えた観光モデルの必要性が出てくるだろう。

JTBF

- 福岡県の配分について補足で、福岡県では観光ビッグデータ調査を行った結果、実際に福岡県に泊まっている観光客の2割は泊まった地域以外にも遊びに行っているというデータが出たため、宿泊客数80%、日帰り客20%の配分を決めたと聞いている。

羽尻委員

- 枠の配分について、全市枠をなるべく自由に使えるようにして欲しい。但東は交通の便が悪いので二次交通の充実も含めて期待している。

今津委員（テキストメッセージ）

- 直接的に宿泊産業だけではなく、観光振興に資する内容、取り組みへの配分ができる制度が必要である。

高宮委員長

- エリア別の配分についてこれまで出てきた意見では、必ずしも6地域全て別々の枠にしなくても良いのではという意見も聞いている。例えば、いくつかのエリアが1つにまとまって、そこでは合算した枠の中で考えるというようなやり方も考えられると思う。城崎と城崎以外という分け方もあるのではという意見も聞いている。

出石観光協会（中原氏）

- 本日は出石の川原委員が欠席のため、オブザーバーの立場で発言したい。出石は宿泊税という話になると大変肩身が狭いが、皆様から使途の案として周遊などについてテーブルに挙げて頂いており大変ありがたい。エリア別枠を可変にするという話もあったが、使途としては戦略的な攻めの側面だけでなく、例えば、出石城跡や辰鼓楼など歴史的資源の保全、保存や交通インフラの整備、警備員確保など守りの側面も議論して頂ければと思う。

高宮委員長

- 次に特別徴収義務者への支援について何かあれば意見を頂きたい。

西村委員

- 14ページの按分のイメージではコストの額が少ないが、システム改修の補助金を仮に長崎市と同

じ50万円としても100軒なら5,000万円、200軒なら1億円かかるが、特に初年度はシステム改修だけで足りなくなるのではと感じるが、考え方をお聞きしたい。

JTBF

○システム改修費は継続的なものではないので、資料では平年度に発生する費用を想定したものである。

西村委員

○システム改修をすればすぐに50万円程度はかかってしまう。他の地域でどのようにしているかは分からないが、仮に一般財源を使うとしても豊岡市は一般財源も厳しい状況である。例えば国の交付金を使えるなどの見込みはあるのか。

JTBF

○今のところは聞いていないが、各地で導入が相次いでいるので、もしかしたら今後支援制度が創設される可能性はあるかも知れない。

大西委員

○システム改修については旅館組合でも関心が高い。宿泊税の導入自体は9割方同意しているものの、各旅館はシステム改修費用への不安が大きいので、紹介されている長崎市の補助金と同様のものがあるとありがたい。
○また、豊岡市ではDXを推進しているので、市へデータ提供ができるシステムなら補助率を高めるなど、市としてもデータ収集できる仕組みができると良いのではないかと。

高宮委員長

○システム自体がない旅館、民宿もあると思うので、そもそもどこに頼めばよいのか困るところもあるだろう。導入されれば好き嫌いに関係なく徴収しなければならないので、補助金だけでなく手法としてのフォローも必要になるだろう。

JTBF

○実際に導入が決まれば、システム改修だけでなく徴収方法や申請方法なども含めて、説明会などを開催して事業者の支援をしていくこととなる。

高宮委員長

○手計算で納付することも可能か。

JTBF

○地域によっては手計算で納付している事業者もいると思う。

高宮委員長

○必ずしも新しいシステムを導入する必要はないが、宿泊税以外の納税などにも必要になるだろう

から、せっかくなのでこの機会に導入いただいて、実際にやってみたら簡単だったと思ってもらえるような支援もあれば良いと思う。

大西委員

○宿泊事業者としては宿泊客に対する対応も気になるところであり、豊岡市として宿泊税を導入するということの周知もしっかりやって欲しい。

高宮委員長

- 実際に周知することになれば導入の数か月前からお知らせをしなければならず、各施設でもフロントや予約サイトなどで金額や制度について知ってもらうようにする必要がある。そういった周知費用は初期費用として見て頂ければと思う。
- 次に城崎エリア中心となるが、既存税との整理について意見を頂きたい。

西村委員

- 湯島財産区の総務財産常任委員長を務めている。温泉使用料は数年前まで210円だったが、コロナ禍で厳しい状況だったため70円値上げをし280円となった。値上げにより年間の来訪客が50～60万人くらいだと約3,500万円ほどの収入増を見込んでいる。財産区の歳入歳出は5億円をやや超えるくらいの規模で、そのうち温泉使用料の人員に基づく収入が約1億4,000万円ほどある。
- 外湯が老朽化していたり温泉のタンクの改修など財産区として行わなければならない対応があるが、これまで財産区ではコロナ禍などその時の状況に応じて温泉使用料を値上げして対応してきた。仮に温泉使用料の代わりに入湯税の超過課税で対応することになった場合、途中で金額を変更するためには市議会の議決などの手続きが必要になるだろうから、財産区で自主的に金額を変えられなくなるのは厳しいと感じている。
- 契約入浴料の制度は守りつつ宿泊客にとっては分かりやすい制度となるよう、何か知恵があれば良い。

高宮委員長

○可能な仕組みを事務局で調べて頂いて、これならという提案を頂いた。分かりやすい制度はなかなか無いというのが現実だろうか。

JTBF

○温泉使用料、入湯税、宿泊税の3つを裏で分けるという仕組みにしても、宿泊客に対してその内訳などを説明しなければならないと認識している。

高宮委員長

- コロナ禍を経て宿泊客数はまだ戻っておらず、財産区の財政は厳しくなっており、外湯のメンテナンスや改修を賄っているが、今後、場合によっては温泉使用料の更なる値上げが必要になることも十分考えられる。入湯税に一本化すると市議会での議決が必要になるので、そちらの方が値上げのハードルは高くなると思う。
- 3段階だと説明などが難しいという声があるので、引き続き何か良いアイデアがあればご提案

頂きたい。

(4) 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案(案)

※配付資料4に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

- 最終的には検討委員会の議論を基に骨子案をまとめて頂き、次の段階に進むこととなる。
- 1点、話が戻ってしまうが改めて議論したいことがある。前回、段階的な定額制で200円と400円ということでもとまりつつあるが、300円の方が良いのではと迷っている。冒頭のあいさつで京都市の話もしたが、4月から20地域で宿泊税の新規導入が決まっており、実際に豊岡市で導入されることになった場合、その頃にはより多くの地域で導入されているだろう。その際、200円だと一番安いランクとなり、これからは定率も含めてもっと高い税率で導入する地域が増えてくると予想される。また、200円で導入して途中から300円に増額するという地域もある。今ここで決める訳ではないが、これからインフレが進むなど状況も変わるだろう。今の時点では200円も貰うのは心配だということもあるだろうが、含みを持たせた方が良いのではと思っている。
- 議論を戻してしまい申し訳ないが、税額について意見を頂きたい。

大西委員

- 前回の委員会でも5年後に値上げをするという話も出ていたと記憶している。長野県のように200円で導入するけど3年後に300円にすることが既に決まっている例もある。そのようなやり方もあると思う。

高宮委員長

- 段階的に値上げしていく事例について参考となる事例があれば教えて欲しい。

JTBF

- 現時点では200円が最低の額というのが標準的であり、200円かそれより高い額にするかというのがベースになるだろう。
- また、値上げについては2つの考え方があり、何年後に見直すという事だけを決めているという方法が1つで、一般的ではあるが、その時に改めて集まって議論を行い、条例を改正し、総務省の同意もとらなければならないという手間がある。一方で、長野県や県内の市町村では3年後から高い税率とする事を導入時に決めており、その場合は総務大臣の同意は必要がない。

高宮委員長

- 最終的な按分の割合などにもよるが、税額が高ければ地域でできる事も増えてくる。200円と300円では宿泊客の人数には影響はほとんどないのではと感ずるので、最初の3年や5年だけ200円で300円に変えるか、もしくは最初から300円という事も考えられるのではと思う。
- また、免税点や課税免除についても「設けない」という方向性であるが、この点について、もう少しご意見を頂きたい。

中島委員

- 神鍋エリアでは1泊6,000円台で合宿を受けている宿もまだまだ多いが、それらの施設にとっては200円と300円の差額の100円のハードルは結構高いと思う。100円の値上がりで宿泊客が逃げるかどうかは未知数ではあるものの、300円にするのであれば段階を経た方が神鍋エリアとしては受け入れやすいと思う。

高宮委員長

- 6,000円は1泊2食もしくは3食付きの金額か。宿泊税は素泊まり料金に対して金額が決まるので、仮に5,000円の免税点を設定することで合宿向けの宿は課税対象外となることも考えられる。ただし、そうすると素泊まり料金を算出する必要があるので、煩雑にならないよう免税点はない方が良いというのが最初の議論だった。
- 第5回委員会で引き続き議論をしたいが良いか。

今津委員（テキストメッセージ）

- 委員長と同じ意見である。200円から300円にすることによる直接的な集客への影響はないと思う。段階的に200円から300円に値上げするか、300円スタートに賛成である。

西村委員

- 全国的には多くの地域で免税点を設定しない流れになっていると認識している。元々の議論であるが、段階を増やせば増やすほど手間になるので、制度が複雑化しないようにすべきだと思う。

高宮委員長

- 課税免除については何か意見はあるか。
- 仮に修学旅行や教育旅行を課税免除とした場合、修学旅行は分かりやすいが、スポーツ合宿の場合は課税免除になるのかの判断が難しいと思う。

(5) その他

(意見なし)

4. 事務連絡

※最終回となる次回は2026年4月20日の週前後で開催予定

5. 閉会

以上

「豊岡市観光自主財源導入計画（骨子案）」

1. はじめに

はじめに

- 本市における観光地経営は、多種多様かつ貴重な地域資源に新たな工夫が加わり、相互につながり、活用していくとともに、地域が一体となって、観光地域としてのビジョンや取組みについて合意形成を図り、地域のあらゆる要素を戦略に基づきマネジメントすることで、持続可能な観光地域づくりを推進していく必要がある。一方で、本市を取り巻く財政状況は極めて厳しく、国や県からの交付金も、今後廃止や縮小が予想される。戦略的・継続的な投資が必要な一方で、観光関連事業に充てられる既存予算の減少が見込まれる。
- このような危機感を背景に、市では、2018年度の「豊岡市大交流（観光）ビジョン」策定以来、「財源のあり方検討委員会」（2019年度）、「観光地経営のあり方検討委員会」（2023年度）などの場で安定財源の確保と執行について議論が行われてきた。
- こうした経緯を踏まえ、市では観光施策を支える新たな自主財源の確保と、その活用のあり方について、改めて具体的な検討を進める必要があるとの認識に至った。
- そこで、2025年度に有識者、観光・宿泊・商業等の関係団体代表者をはじめ、多様な関係者からなる「豊岡市観光自主財源検討委員会」が設置された。
- 本計画は、同委員会における議論を踏まえ、同委員会として観光自主財源の選択や具体的な制度設計、ならびに透明性の高い執行管理（ガバナンス）の仕組み等について方向性を整理しとりまとめたものである。

豊岡市観光自主財源検討委員会

- 以下の目的のため豊岡市観光自主財源検討委員会を設置し、観光自主財源のあり方や観光自主財源導入計画について検討・議論を行った。

▼豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条

本市に適した**観光自主財源のあり方及び財源導入計画に関する意見聴取**を行うため、豊岡市観光自主財源検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に適した**観光自主財源のあり方の検討**に関すること
- (2) **観光自主財源導入計画の検討**に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

検討・議論の経緯

| 時期 | 内容 | |
|----------------------|-------------------------|---|
| 2025年 11月5日 | 第1回 検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 検討委員会の進め方 豊岡市観光の現状 観光振興財源の考え方 |
| 2025年 12月2日・24日 | 勉強会（市民・事業者対象2回／市職員対象1回） | |
| 2025年12月 ～2026年1月 | 事業者・地域ヒアリング | |
| 2025年 12月23日 | 第2回 検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 前回委員会の振り返り 観光自主財源「確保」の方向性 観光自主財源「活用」の方向性 |
| 2026年1月 | 来訪者アンケート | |
| 2026年 2月10日 | 第3回 検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの議論の振り返り アンケート・ヒアリング・勉強会の開催結果 観光自主財源の制度設計(案) 観光自主財源活用の方向性 「（仮称）豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子(案) |
| 2026年 3月19日 | 第4回 検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 前回委員会の振り返り 本委員会の役割確認と導入に向けた今後の進め方 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案（案） |
| 2026年 4月27日 | 第5回 検討委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 前回委員会の振り返り 「豊岡市観光自主財源導入計画（骨子案）」 「(仮称)豊岡市観光地経営会議」について |

2. 豊岡市観光を取り巻く概況

豊岡市観光を取り巻く概況

【人口】

- 今後減少のペースが加速し、2020年の77,489人から2050年には47,432人まで減少すると推計。
- とりわけ若年人口の減少が大きく、今後さらなる少子・高齢化が進行。2040年には1人の高齢者を生産年齢人口1.0人で支える人口年齢構造になると予測。

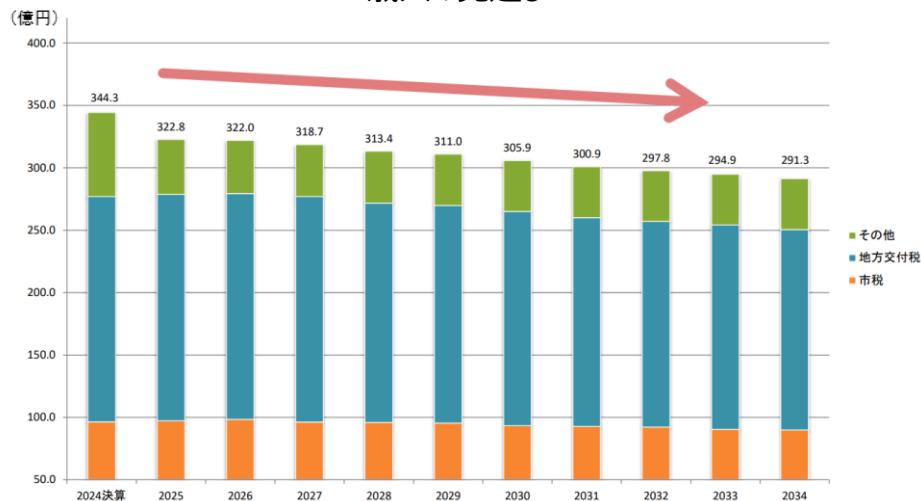
【歳入】

- 一般財源のうち自主財源である市税が約3割程度にとどまり、依存財源である地方交付税の割合が約5割を占め、非常に脆弱な構造が将来も続く見込み。

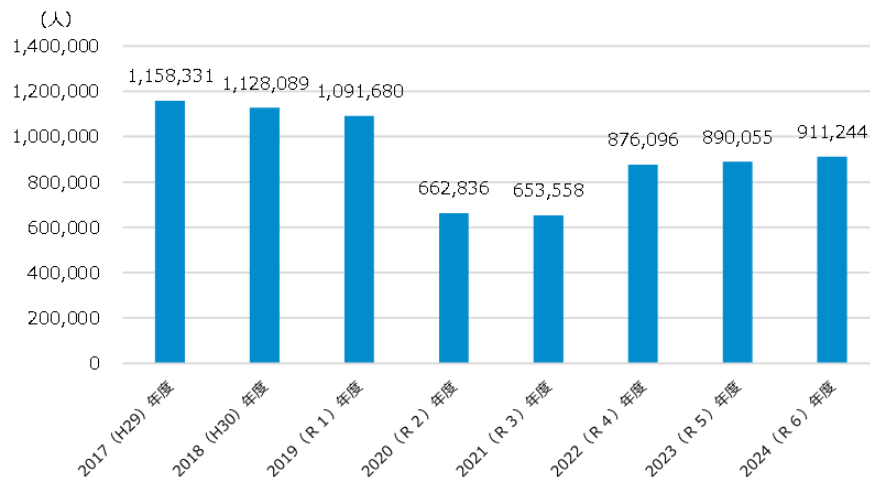
【宿泊者数】

- 市内の宿泊者数は2017年の115万人台からコロナ禍で一時的に減少。コロナ禍後、回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準までは戻っていない。
- 宿泊者数を地域別に見ると、城崎が2024年度は52.1万人で牽引、次いで豊岡、日高、竹野、但東、出石の順となっている。

歳入の見通し

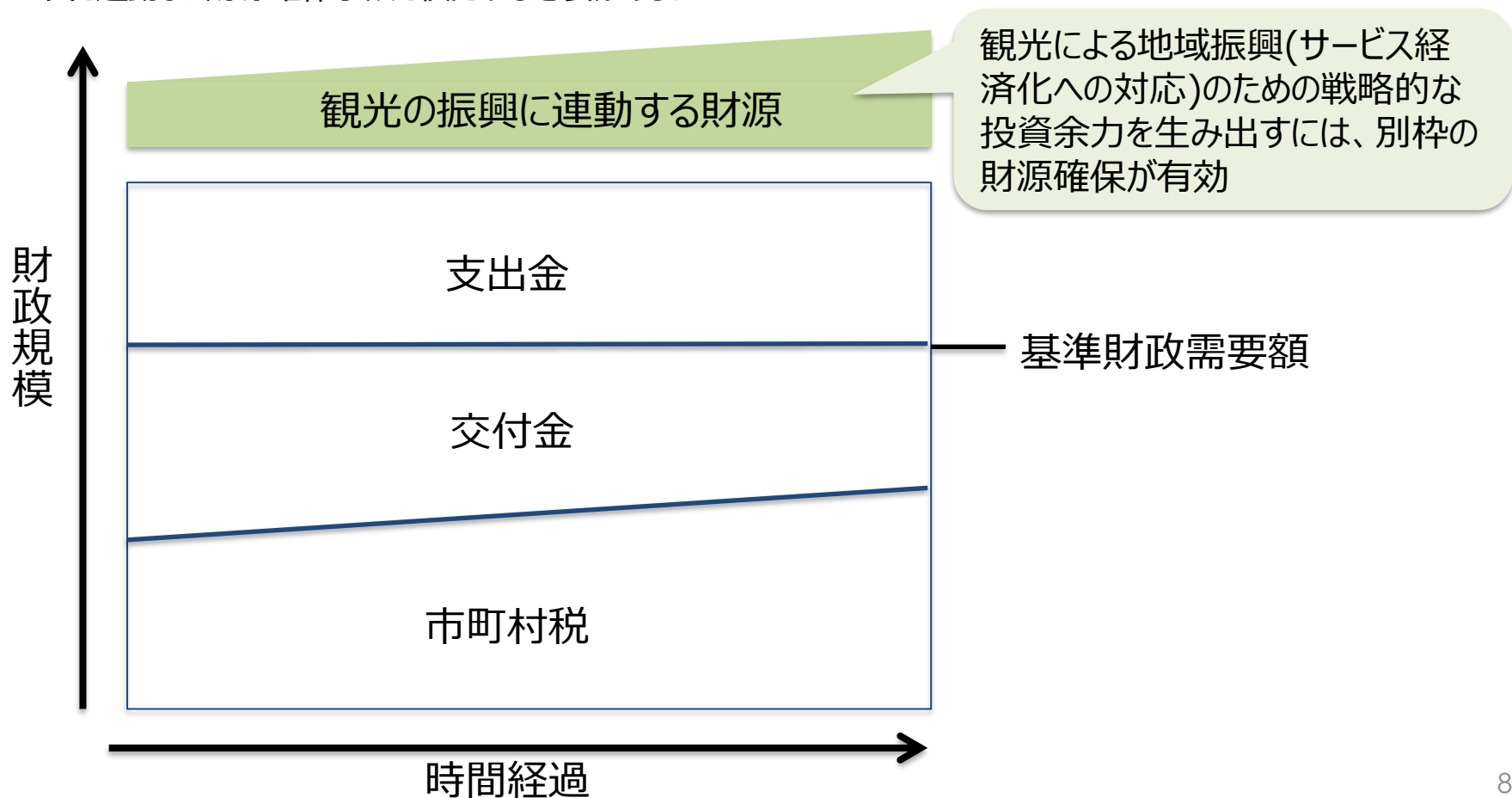


豊岡市宿泊者数の年度別推移（2017-2024）



新たな観光財源の必要性

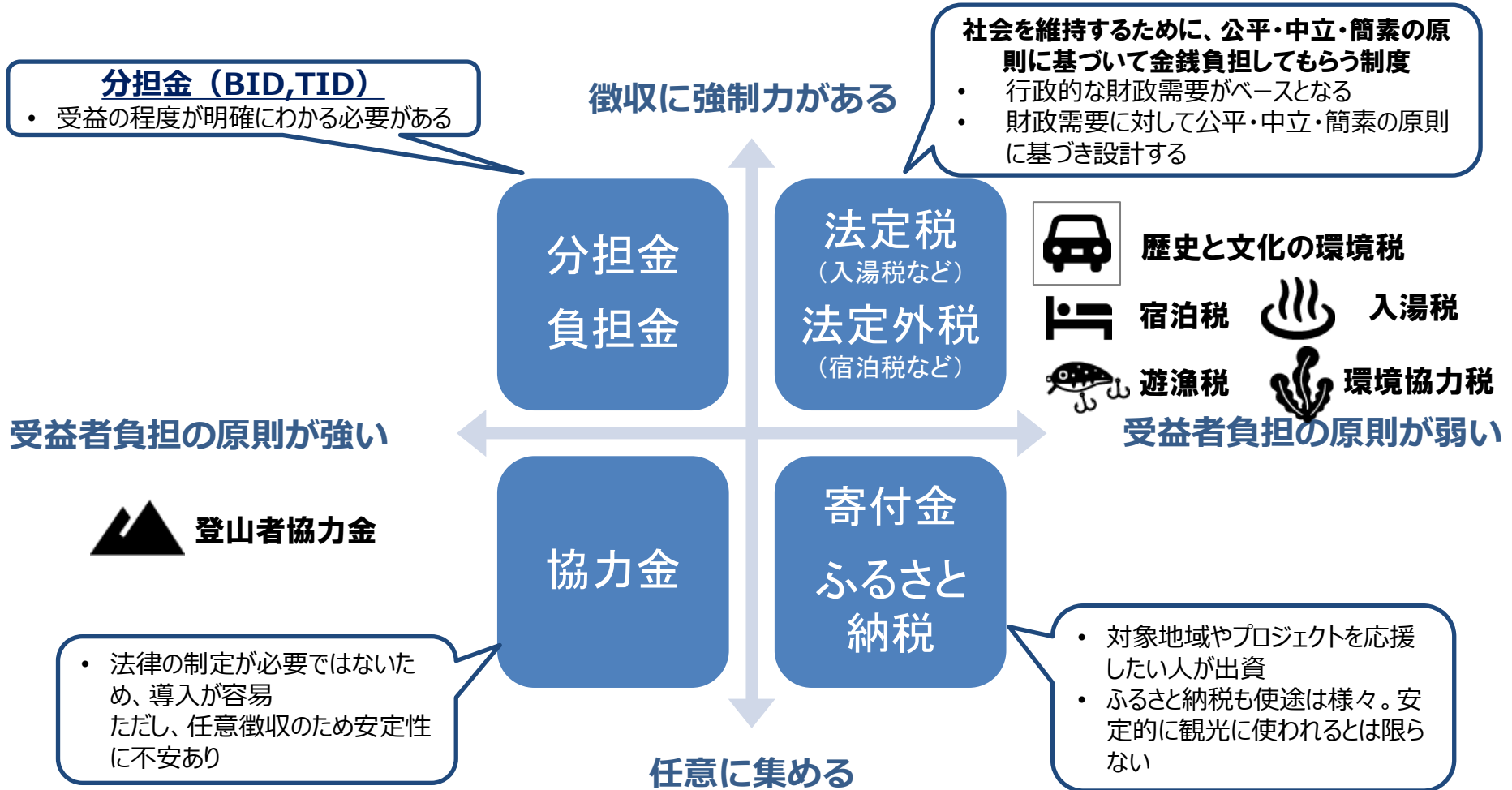
- 豊岡市が持続可能な観光地経営を実現するには、安定した財源が不可欠である。
- しかし、豊岡市を含む国内の多くの自治体では、主に「住民数」を指標として算定される「基準財政需要額」に対する税金が不足しており、その差額は国からの「地方交付税」で補填しているのが実態である。そのため、観光振興により基準財政収入額が上昇したとしても、その分地方交付税が減額されるため、「観光振興に取り組むほど財政が逼迫する」という構造的な課題がある。
- そこで、観光振興と連動し、かつ交付金の減額に繋がらない財源確保策を考えると、地域の特性に合った観光振興と連動した財源確保手段を検討する必要がある。



3. 観光自主財源に関する整理

観光自主財源の種別

- 観光振興を目的に自治体が導入できる財源確保の手法は、下の図のとおり、大きく4種類に分けられる。
- 縦軸は強制力をもって集めるかどうか、横軸は受益者負担の原則が強いかどうかで区分される。



観光自主財源の比較

- 観光自主財源として考えられる手法を**財政規模**（観光振興を支え得るか）、**安定性・継続性**（一定の金額を継続的に徴収可能か）、**実現性**（実現可能か）、**公平性**（フリーライダーが発生しないか）、**応益性**（受益と負担の関係性の強弱）の各観点から比較検討を行った。

| 区分 | 種類 | 概要 | 財政規模 | 安定性・継続性 | 実現性 | 公平性 | 応益性 |
|-------------|----------------------|--|---------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 法定税 法定外税 | 宿泊税 (法定外税) | 宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊料金に応じて課税されるもの | ○ (税率設定次第で、相当規模の確保が可能だが宿泊者数に左右される) | ○ (安定的・継続的な確保が可能) | ○ (特別徴収の枠組み確立済) | △ (宿泊者のみ負担) | ○ (広範) |
| | 入域税 (法定外税) | 特定に区域への入域行為に対して課税されるもの | △ (単価は小さいが対象母数が広い) | ○ (安定的・継続的な確保が可能) | × (入域行為が多様な場合、捕捉は非現実的) | ○ (宿泊・日帰り双方を網羅) | ○ (広範) |
| | 入湯税 超過課税 (法定税) | 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課すもの | △ (税率次第で規模の確保は可能だが、温泉利用者数に左右される) | ○ (安定的・継続的な確保が可能) | ○ (一定の利用数が見込まれる場合、規模の確保が可能) | △ (温泉利用者のみ負担) | △ (一部に温泉地区が偏る場合は、市域全体への還元が難しく限定的) |
| 分担金 負担金 | 分担金 | 地方公共団体が行う特定の事案に必要な費用を充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの | △ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的) | △ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難) | △ (特定の事案の設定により可能だが、関係者との調整が必要) | △ (特定の受益者のみ) | △ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的) |
| | 負担金 | 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの／財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの | △ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的) | △ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難) | ○ (特定の事案の設定により可能) | △ (特定の受益者のみ) | △ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的) |
| 協力金 | 協力金 | 特定の行為や区域への入域に際して、任意で支出を求めるもの (例：登山協力金) | △ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難) | × (協力者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難) | △ (登山や入域等、地域特性にあった特定の行為が必要) | △ (協力者の善意に基づく) | ○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない) |
| 寄付金 | 寄付金 | 無償で金銭の贈与を受けるもの (例：ふるさと納税) | △ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難) | × (寄付者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難) | △ (ふるさと納税制度は現存するが、制度の永続性は不明) | △ (協力者の善意に基づく) | ○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない) |

観光自主財源の選定

■ 観光自主財源選定の観点

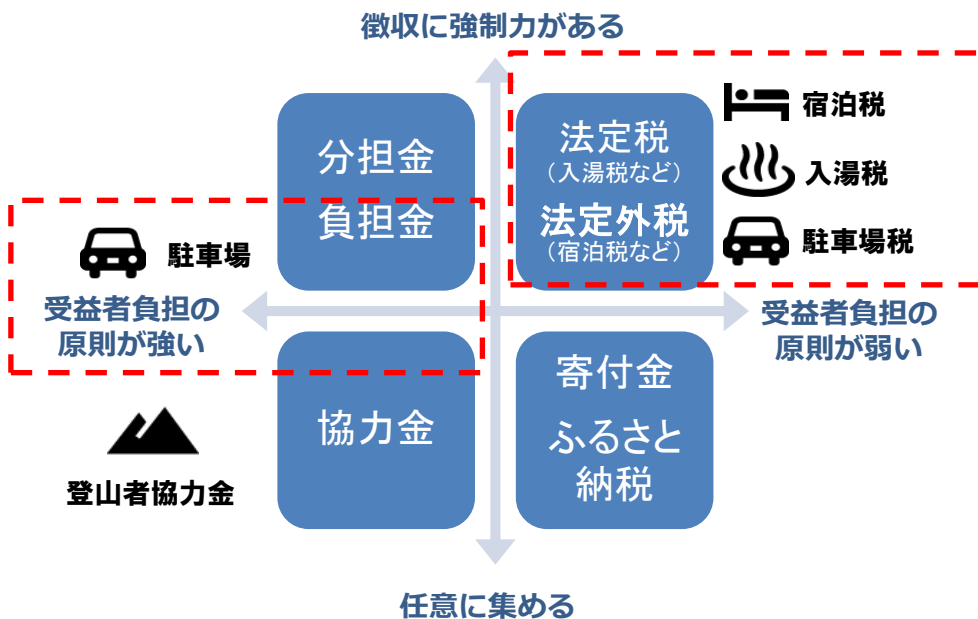
- 市の基幹産業であり、中長期的な戦略性と投資性が求められる「観光」を支える自主財源を選定するうえでは、以下の観点が求められる。

- ✓ 観光振興施策に計画的に取り組む上では、**一定規模以上の財源を確保する必要**がある
- ✓ 中長期的に**安定的・継続的な収入**が見込めることが求められる
- ✓ **徴収システムを構築することが現実的に可能**である
- ✓ 豊岡市全域に財源を用いるためには、極力、**公平な徴収手法**が求められる
- ✓ 機動的に多様な観光施策を講じるために財源を用いるには、**受益と負担の対応関係が過度に限定される財源ではない**ことが求められる
- ✓ 徴収を表明することで、**来訪者の入込に影響が出ない**ことが求められる

観光自主財源の選定

- 観光自主財源の確保は、地域の将来に向けた「投資」として継続的に推進していくためのものである。したがって、「一定規模の収入」があり「安定的・継続的」で「徴収の実現性が高い」財源であることが求められる。
- 上記を踏まえつつ、一定程度の来訪者が訪れる豊岡市においては、「法定税・法定外税」による財源確保が適していると考えられる。

<観光自主財源の「種別」の選択>



<法定税・法定外税の選択の理由>

- **財政規模**：宿泊者も含め来訪者の多い豊岡市においては、一定の財政規模を確保できる。
- **安定性・継続性**：一定の収入を中長期にわたり確保できる。
- **実現性**：徴収行為が明確で、徴収事務・システムを構築しやすい。
- **公平性・応益性**：徴収客体（宿泊・入湯・入域等）と観光施策との関係を説明することで、受益と負担の関係を示しやすい。

有力な観光自主財源の選定

豊岡市の特性を踏まえた整理

宿泊税

- 👍 宿泊を伴う観光客が一定数いることから、税源としての安定性が高い
- 👍 全国的に導入実績があり、観光客に浸透しつつある
- 👍 宿泊者数をベースに、税収の見通しを立てやすい
- 👎 税額や用途等、観光客や宿泊事業者への意向確認が必要（※アンケート、ヒアリングの実施）

入湯税 (超過課税)

- 👍 一定の温泉施設・旅館を有しており、入湯者も多く、宿泊税に次いで税源としての安定性が高い
- 👍 全国的に導入実績があり、観光客に浸透しつつある
- 👍 入湯者数をベースに、税収の見通しを立てやすい
- 👎 税額や用途等、観光客や宿泊事業者への意向確認が必要（※アンケート、ヒアリングの実施）

駐車場税

- 👍 市内に観光客が利用する駐車場が一定数あり、一定の税収が見込まれる
- 👎 市内全駐車場を登録・把握する仕組みがなく、開設・廃止等の変動も多く対象を公平に捉えにくい
- 👎 無人駐車場では料金システムの改修が必要となり、事業者・行政双方のコストが大きい

- これらをふまえ、豊岡市における観光自主財源の有力な選択肢として、「**宿泊税**」を位置づける。

宿泊税

財政規模や安定性、制度構築の実現性等から、有力な選択肢として設定

← 観光自主財源としての有力な選択肢

入湯税(超過課税) 駐車場税

優先度は低いが、中長期的な選択肢として位置づけ

4. 観光自主財源に関するニーズ等

来訪者アンケート

1. 目的

- ① 観光財源（新税）を導入した場合の来訪者の支払いへの意識を把握する。
- ② 前回来訪時の宿泊単価を把握し、税収シミュレーションの参考とする。

2. 対象

- 過去5年程度以内に豊岡市への来訪経験のある方

3. 調査方法

- リサーチ会社が保有するインターネットパネルを対象としたWEBアンケート
- 過去5年以内に豊岡市へ来訪経験のある500人を対象（フィルタリング設問により来訪経験を把握）

4. 把握事項

- 観光財源（宿泊税）が導入された場合の支払意向、導入による旅行先選定への影響など

5. 調査期間

- 2026年1月27日(火) ～1月28日(水)

アンケート結果の概要

- **宿泊税に対する認知度**：過半数の252人が制度を知っていると回答、名前を聞いたことがある（170人）を合わせると8割を超える。
- **宿泊税が導入された場合の支払い意向**：金額や税収の用途によっては支払っても良い（265人）が最も多く、過半数を占めた。積極的に支払いたい（80人）と合わせ7割近くが支払いに前向きな意向を示した。
一方、支払いたくない（95人）も約2割おり、支払いたくない理由として、支払総額が増えることによる負担感や必要性を感じないこと、用途の不透明さなどが挙げられた。
- **導入された場合の望ましい税制度**：段階的定額制もしくは定率制に相当する宿泊料金に応じて税額に差をつける（246人）が半数弱を占め、宿泊料金に関わらず一律（127人）は約4分の1であった。
- **許容可能な税額（1人1泊1万円程度の宿泊費を想定した場合）**
税額200円：62.8%、税額300円：42.2%、税額500円：24.4%の方がそれぞれ支払っても良いと回答している。
- **宿泊税が導入された場合の旅行先選定への影響**：宿泊客の満足度が高まるのであれば影響がない（202人）が約4割となり、全く影響がない（108人）と合わせて6割を超える回答者が旅行先選定への影響を限定的と回答している。一方、旅行先の変更を検討するか、状況により旅行先変更の可能性があるという回答も3分の1を超えている。
- **宿泊税が導入された場合の用途**：「景観整備、文化財の保護」（193人）、「巡りやすく、歩きやすい環境整備」（166人）、「移動手段の充実、利便性向上」（136人）、「コウノトリやジオパークなど自然環境の保護・保全」（117人）、「観光施設の整備、魅力向上」（99人）などが上位として挙げられた。

事業者・地域へのヒアリング

1. 目的

- 観光自主財源の導入に向けた情報共有ならびに事業者、地域の意向把握

2. ヒアリング内容

- 説明事項
 - 現在の検討状況
 - 想定される観光自主財源の種類 など
 - 意見交換
 - 観光自主財源導入に対する意向、導入に向けた検討にあたっての要望、観光自主財源に対する疑問点・不安点等
 - 事業者単位、地域、豊岡市全体で取り組みたい事業
 - 観光自主財源の用途と配分の考え方
 - 新たな財源を導入した場合の入湯税、温泉使用料との棲み分けに対する考え方
- など

3. ヒアリング実施日時と対象者

- 右表のとおり

| 実施日 | 地域 | 対象者 |
|-------------------|----|----------------------------------|
| 2025年 12月2日(火) | 城崎 | 城崎振興局城崎温泉課 |
| | 豊岡 | ホステルアクト（ゲストハウス） |
| 12月3日(水) | 日高 | 神鍋温泉ブルーリッジホテル |
| | 竹野 | 奥城崎シーサイドホテル |
| | 竹野 | take one（一棟貸） |
| | 但東 | シルク温泉やまびこ |
| | 但東 | 八平（農家民宿） |
| | 出石 | ウインブルドン |
| 2026年 1月20日(火) | 豊岡 | 豊岡グリーンホテルモーリス |
| | 竹野 | 休暇村竹野海岸 |
| | 城崎 | 城崎町湯島財産区 |
| 1月21日(水) | 城崎 | 城崎温泉観光協会 会員事業者 |
| 1月28日(水) | 豊岡 | Hotel IKUE |
| 1月29日(木) | 日高 | 日高神鍋観光協会 各委員会代表者 |
| | 出石 | 5者会議（観光協会、まちづくり公社、商工会、皿そば組合、振興局） |

ヒアリング結果の概要

- **観光自主財源導入の必要性、可否について**
 - 仮に宿泊税を導入する場合、概ね前向きな意見が多かったものの、**使途を明確化することの重要性**や**事務負担に関する懸念点**が出された。
 - 一方で、支払総額が上がることによる**競争力低下などに関する懸念**の声もあった。
 - 宿泊客だけでなく、**日帰り客に負担いただく方法も検討すべき**との意見が出された。
- **宿泊客の理解について**
 - 入湯税（城崎地域は+温泉使用料）に加えて宿泊税を徴収することによる**宿泊客への説明の煩雑さ**、**口コミにより割高で余計な費用をとられるというイメージ**がつくことへの懸念があった。
 - また、多くの地域で**宿泊税の導入が進んでいるため、比較的**理解は得やすいのではという声があった。
 - 宿泊客の理解のためには**使途を明確にし、メリットを感じられるようにすることが重要**という意見もあった。

ヒアリング結果の概要

・ 事務負担について

- 多くの事業者から徴収時の事務負担、宿泊客への説明（特に拒否された場合の対応など）に対する不安、課題に関する意見が出された。
- 特に、システム改修費用や決済手数料の負担、事前にオンライン決済が行われている際に宿泊税を現地で徴収する手間についての懸念があった。
- また、チェックイン、チェックアウトを無人化している施設では具体的な徴収方法について不安の声があった。

・ 使途について

- これまでの事業で投資された金額や、これから投資しようとする事業にかかる費用の明確化が必要という意見があった。
- 導入にあたっては、宿泊客や事業者の理解のためにも、使途を見える化すること、費用対効果を示すことが必要であるとの意見が多く出された。
- また、そのためには、市全体や各地域の明確なビジョン、将来像を示す事の重要性に関する意見もあった。
- 具体的な使途として二次交通の整備、景観・環境の整備、温泉施設の維持管理、地域の観光戦略に基づき推進する人材の確保などに関する意見があった。
- 一方で、明確な目的のないまま効果の薄い事業に使われること、市内他地域の事業に使われること、市職員の人件費に使われることなどへの反対の声もあった。

5. 観光自主財源の制度設計

観光自主財源の制度設計

- 有力な選択肢として位置づけた「宿泊税」について、具体的な制度設計案を以下の通り整理した。

<観光自主財源の制度設計（案）>

| | |
|----------|--|
| 名称 | 宿泊税（法定外目的税） |
| 目的 | 観光地としての競争力を向上し、大交流ビジョンの実現に向けた観光まちづくりを推進するため |
| 課税客体 | 豊岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 |
| 課税標準 | 上記施設における宿泊数 |
| 納税義務者 | 上記施設における宿泊者 |
| 税率 | 1人1泊につき ・5万円未満：200円 ・5万円以上：400円 |
| 徴収方法 | 特別徴収 |
| 課税免除・免税点 | なし |

※ 税率水準については、委員会において将来的な引上げ（例：5万円未満300円）を求める意見もあった。この点については、導入後の税収実績、宿泊・観光動向及び関連計画の進捗を踏まえ、見直しの必要性も含めて検討することも想定される。なお、制度設計上は、将来の税率変更に対応する方法として、あらかじめ段階的な税率変更を規定しておく方法も考えられ、この場合には、別途条例改正や総務大臣の同意を要しないという運用上の利点がある。

<参考：税収試算>

- 税額を200円とし、2024年度の延べ宿泊者数約91万人とした場合、税収は約1.8億円と試算される。なお、上記制度設計案では5万円以上の宿泊における税額が400円のため、前述の税収1.8億円に一定程度加算された税収が見込まれる。

観光自主財源の制度及び運用体制については、導入後の事業実施状況、税収の状況、各地域の取組の進捗、事業者等の意見を踏まえ、導入後3年を目途に検証を行い、その後は適切な時期に見直しを検討する。

6. 財源の管理と財源を活用した施策を 協議・検証する仕組み

財源の管理

- 宿泊税収は基金として積み立てて管理する。
- 税収を単年度で使い切るのではなく、中長期的な戦略性と投資性の視点で計画的に活用できる財源とすることができる。
- 用途の目的や性質に応じて、「全市共通枠」と「地域・エリア別枠」に区分して管理する。

基金条例に基づく積立

財源の確保（宿泊税）

*宿泊税以外の財源も将来的に検討

■ 基金/用途条例記載イメージ

（基金の設置）

第●条 ●に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、●基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第●条 基金として積み立てる額は、豊岡市市税条例の規定に基づく宿泊税の収入に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

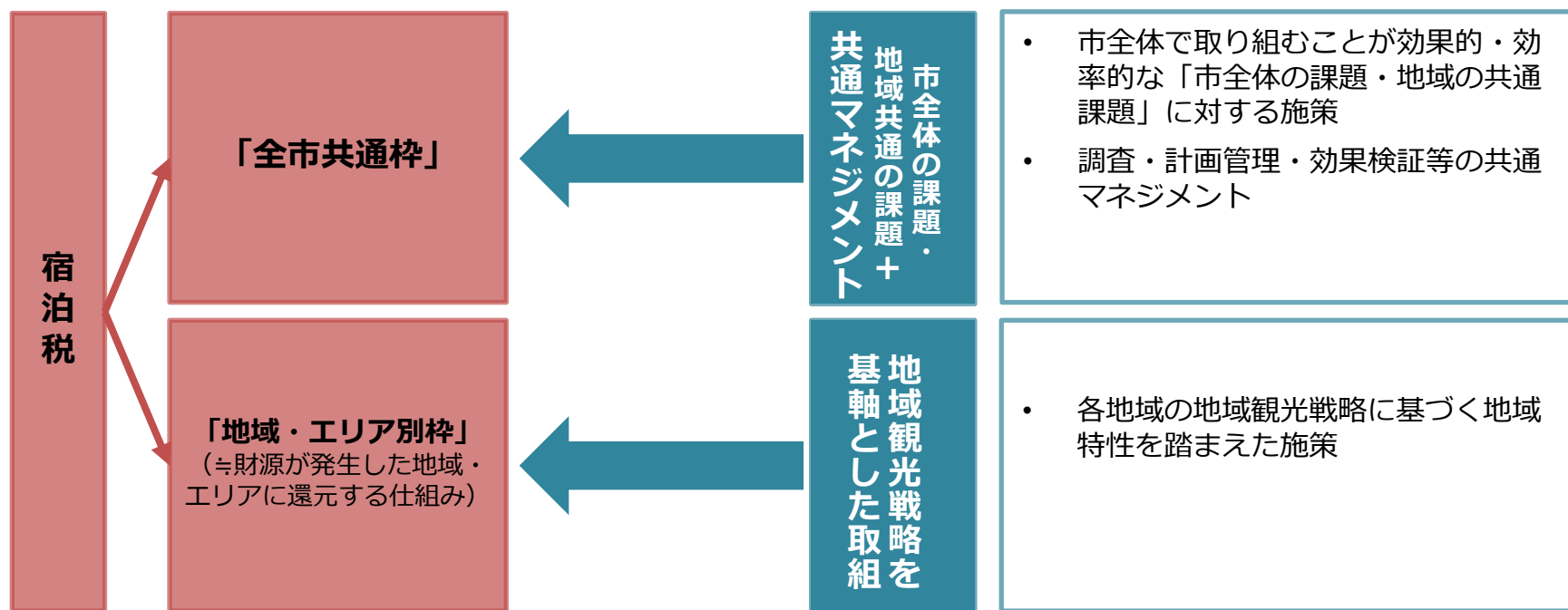
【地域とエリアの定義】

地 域：豊岡・城崎・竹野・日高・出石・但東の6地域

エリア：2地域以上の合同体（例：豊岡と出石、城崎と竹野等）

財源の管理と活用：「全市共通枠」と「地域・エリア別枠」

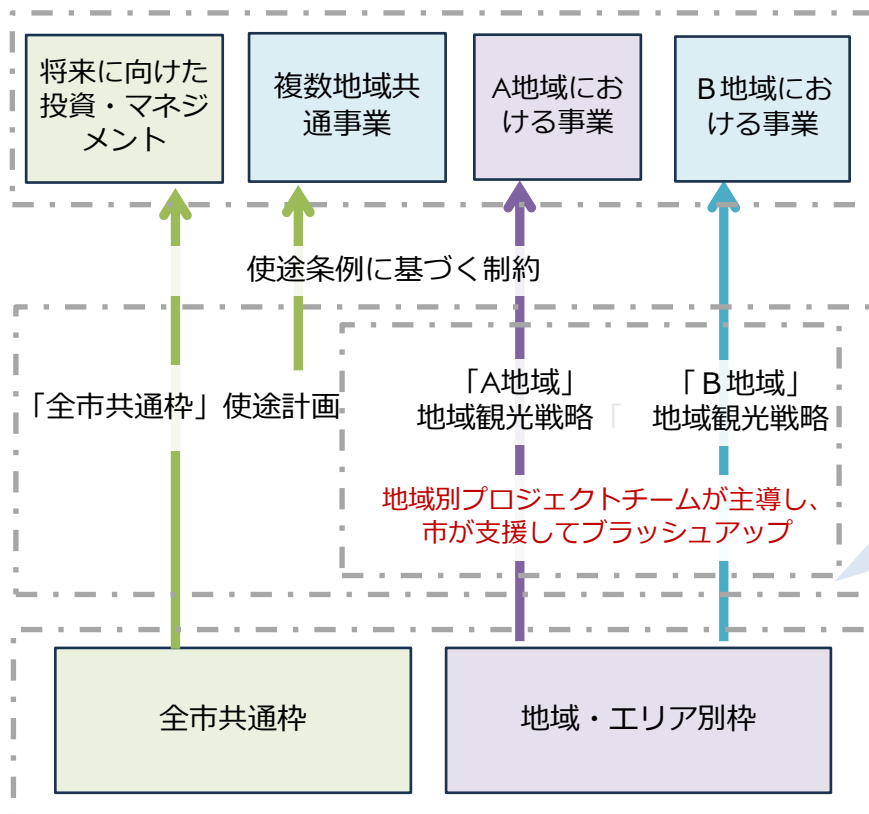
- 宿泊税の活用を考えるにあたっては、各地域の地域観光戦略も踏まえ、どの取組を市全体で進めるか（共通のマネジメントを含む）、どの取組を地域単位またはエリアとして進めるかを整理し、双方を連動的に推進していくことが重要。
- この観点から、宿泊税収を「全市共通枠」と「地域・エリア別枠」からなる二階建て構造で管理・活用する。
 - 全市共通枠は、市全体の課題・複数地域共通の課題および共通マネジメント（調査・計画管理等）に充当し、市全体を1つの観光地として捉え、市全体を考慮して活用する枠とし、豊岡市の競争力向上や人泊数拡大に資する施策を推進する。
 - 地域・エリア別枠は、地域観光戦略の内容を基軸に、各地域の魅力を伸ばす、また課題に対応するために活用する枠とし、優先順位を設け、地域特性を踏まえた施策を推進する。



※なお、地域観光戦略に記載された取組であっても、施策の目的や性質によっては全市共通枠を活用し実施することもある
また、地域観光戦略に記載された取組であっても、すべての取組を観光自主財源を活用して実施するとは限らない

使途計画の策定

- 宿泊税を活用した施策は、使途計画に基づいて実施する。
- 使途計画は、全市共通枠および地域・エリア別枠それぞれについて、中長期的な投資方針や優先順位を整理した計画とし、単なる方針を示すだけのものではなく、使途条例によって法的に位置づけられる計画とする。
 - 全市共通枠にかかる使途計画は、市全体の将来に向けた投資及びマネジメントの方向性を示す計画として、地域の意見を踏まえつつ、豊岡市が策定主体となって策定する。
 - 各地域の使途計画は、各地域の現状課題への対応と目指す姿を具体化し策定した「地域観光戦略」を地域別プロジェクトチームが主体となり、市が伴走支援を行いながらブラッシュアップしていく。



■ 基金/使途条例記載イメージ

(処分)

第●条 基金は、次の各号に掲げる事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

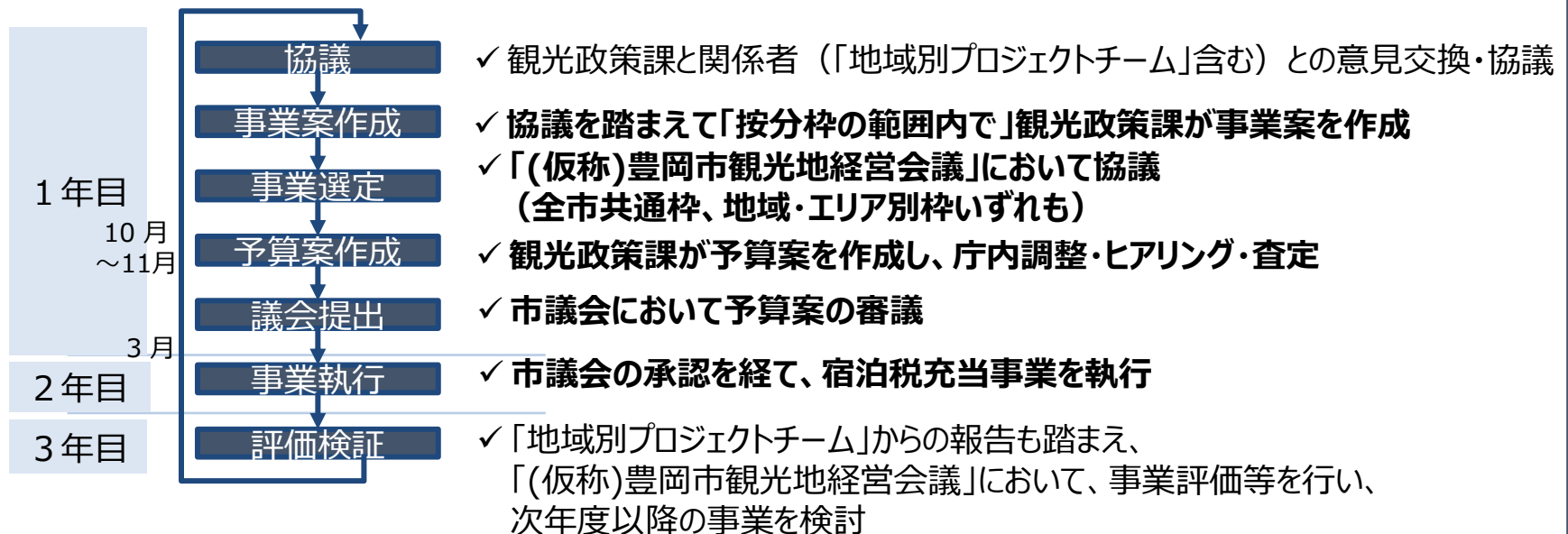
(1) ●使途計画に定める事項を推進するための事業に要するとき

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に照らし市長が必要と認めるとき

事業の協議・決定プロセス

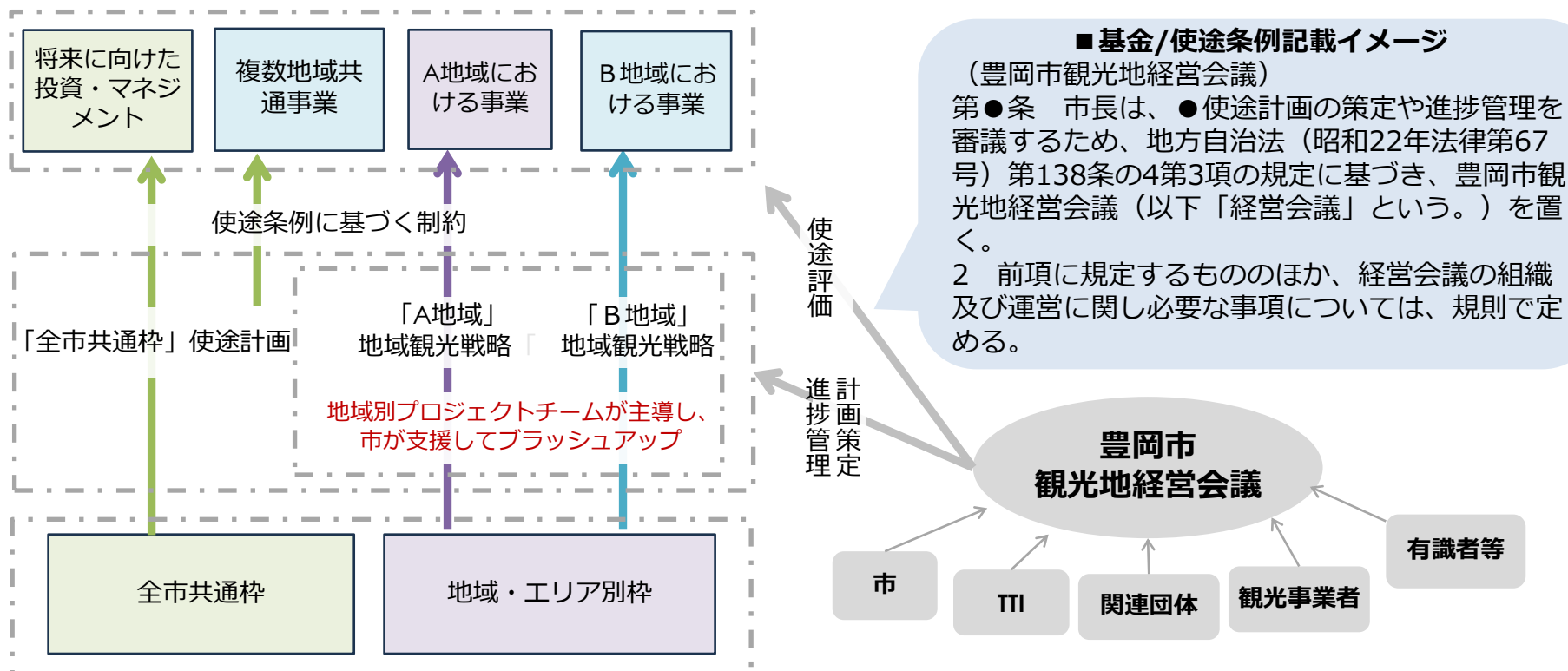
- 宿泊税は、あくまで「税」であり、使途は市議会による予算承認を経る必要がある。
- 全市共通枠であっても、地域・エリア別枠であっても、市が予算案を作成し、市議会が審議するという流れとなる。

宿泊税収充当事業の協議・決定プロセス 「使途計画」記載の方針を尊重しつつ、具体的な使途を決定



進捗管理・評価検証

- 財源充当事業について、施策協議及び進捗管理・検証を行うため「豊岡市観光地経営会議」を設ける。
 - 観光地経営会議は、全市共通枠の用途計画と、各地域の地域観光戦略との整合性を確保し、市全体としての推進力を高めるため、地域からの意見や課題を共有し、全市的な視点で協議を行う。また、実施した施策の効果や成果を検証する。
 - 特に、全市共通枠に関する取組については、地域やエリアごとにさまざまな意見や期待が生じることが想定されるため、地域やエリアの視点を踏まえながら、市全体としての戦略性の確保を前提とした調整の場とする。
- なお、3～5年経過した後に税制度の見直しの是非についても同会議で検討・議論する。



全市共通枠（豊岡市全体）で取り組むべきテーマと内容の例

プロモーション・マーケティング

各地域・エリアの魅力発信

実施主体：TTI

インバウンド誘客

実施主体：TTI

閑散期対策
(マーケティング強化)

実施主体：TTI、ツーリズム協議会

周遊・二次交通の整備

市内周遊の企画（地域間の連携事業）

実施主体：TTI、ツーリズム協議会

新たな移動手段の確保（ライドシェア等）

実施主体：市（観光政策、経営企画）

人材確保の取組み

観光業に特化した移住促進・人材確保

実施主体：市（観光政策、地域づくり）

事業承継の促進

実施主体：市（観光政策、環境経済）

事業者及び市民の観光に対する意識醸成

産業間の連携・協業

実施主体：市（観光政策、環境経済）

専門職大学との連携

実施主体：市（観光政策、経営企画）

インナープロモーション
(観光振興と市民の調和)

実施主体：市（観光政策）、TTI

観光地経営会議及びエリア別プロジェクトチームの運営支援

ワークショップや会議の円滑運営
(委員及び専門家を招聘)

実施主体：市（観光政策）、TTI

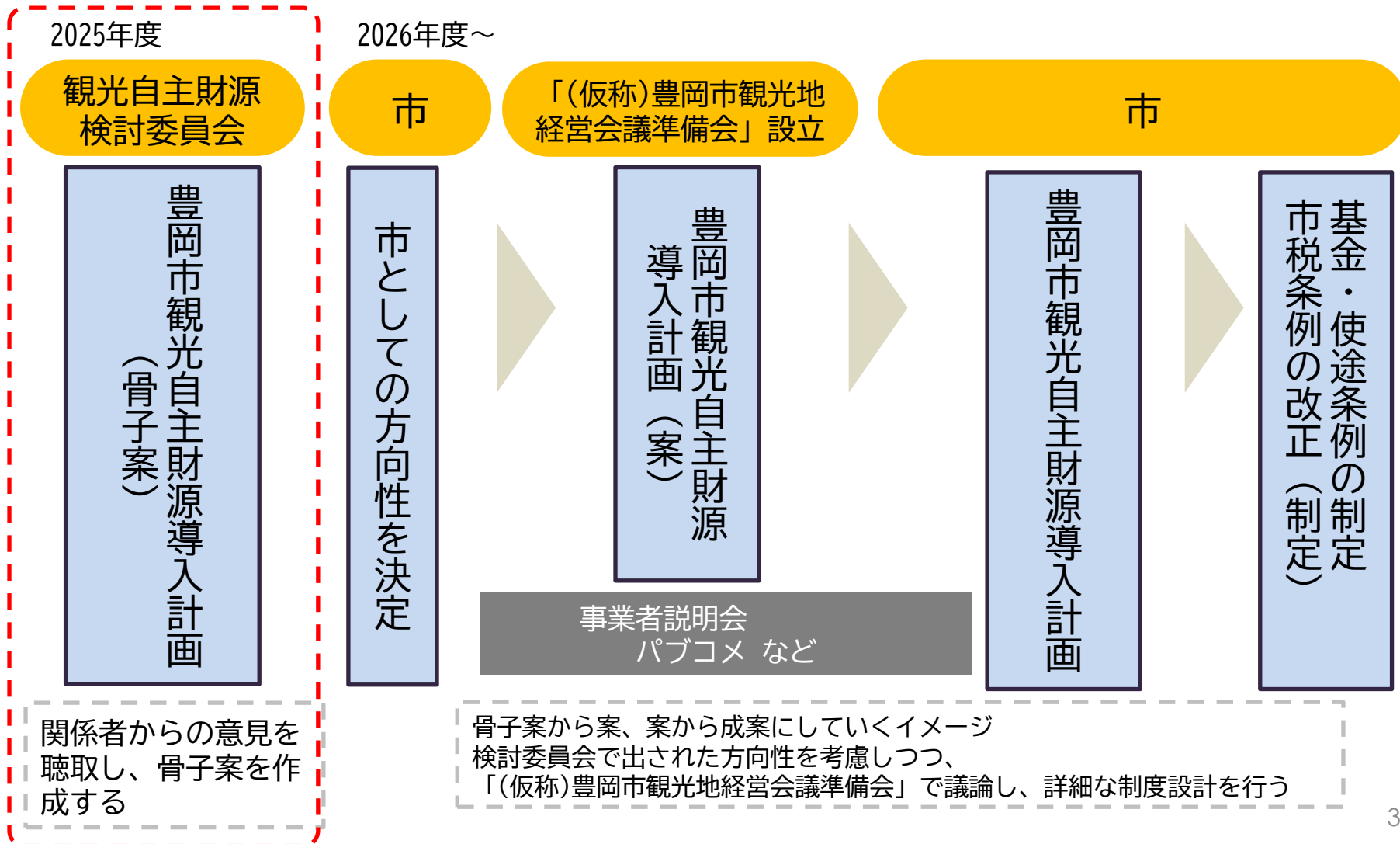
データ収集と分析
(地域ごとの客観的データ把握)

実施主体：市（観光政策）、TTI

7. 今後のスケジュール

今後の検討の進め方

- 2025年度においては、関係者からの意見を聴取のうえ、観光自主財源導入計画の骨子案を作成。
- 骨子案を踏まえ市としての方向性を決定する。
- 2026年度以降、「(仮称)豊岡市観光地経営会議準備会」を組成し、観光自主財源導入計画（案）を策定し、その後、同計画の策定及び必要な条例の制定・改正を行う。



導入までのスケジュール

2025年度

2026年度～

検討委員会

全5回 第5回委員会 (2026年4月)

(仮称)豊岡市観光地経営会議
準備会

市

(仮称)豊岡市
観光地経営会議

庁内調整会議

※必要な期間の目安

- ・ 条例が議決されてから総務省同意まで3ヶ月程度
- ・ 総務省同意から徴収開始まで1年程度

徴収開始

導入計画
(骨子案)

導入計画(案)

方向性決定

パブコメ
事業者説明会

条例案の検討
総務省との調整

市議会へ
条例案を上程

総務省
同意

導入計画
策定

用途計画の策定

地域観光戦略のブラッシュアップ

施策(計画)の検討
- 進捗確認 - 評価 - 見直し

随時

宿泊施設のシステム改修
補助制度の検討と創設

報償金制度の
検討と創設

徴収に係る
事務説明会

補助制度の実施

特別徴収報償
金支払い

「(仮称)豊岡市観光地経営会議」について

観光地経営会議、地域・エリア別プロジェクトチームの構成員や役割

- 宿泊税を基金化し、全市共通枠と地域・エリア別枠により施策を体系的に展開する。
- 全市、地域・エリア別プロジェクトチームが施策を立案し、（仮称）豊岡市観光地経営会議がその審議／評価・検証を担う。

① 宿泊税の流れ

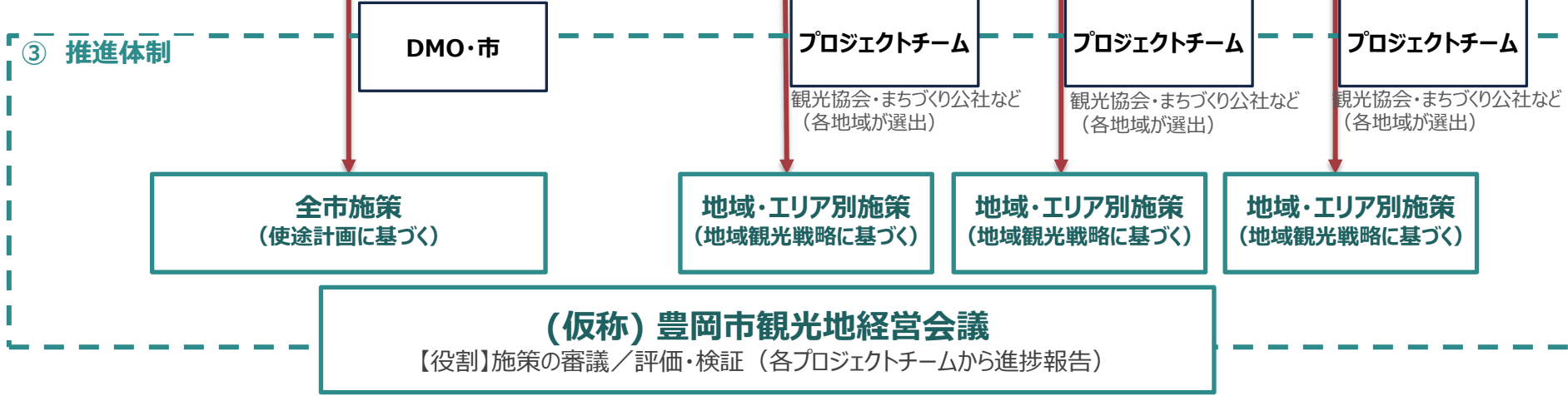


複数年度にわたる事業が多く、さらに弾力的な支出が必要であるため、基金化して対応

② 基金の2つの枠



③ 推進体制



【地域とエリアの定義】

地 域：豊岡・城崎・竹野・日高・出石・但東の6地域
 エリア：2地域以上の合同体（例：豊岡と出石、城崎と竹野等）

「(仮称)豊岡市観光地経営会議」の構成(案)

| | 種別・分野 | 期待する役割や視点 |
|----|----------|--|
| 1 | 観光関係団体 | 市全体の課題や目指す姿の実現 |
| 2 | 宿泊 | 宿泊者の声や特別徴収義務者としての課題など |
| 3 | 交通 | 二次交通の整備、周遊促進 |
| 4 | 金融機関 | 事業計画の実現可能性、検証・評価 |
| 5 | DMO | マーケティング、プロモーション、DX化、データ活用 |
| 6 | 景観・自然・環境 | 受入環境の整備・充実、付加価値の向上 |
| 7 | 飲食・一次産業 | 産業間の連携、協業による付加価値の向上と域内経済の活性化、新たな観光モデルの創出 |
| 8 | 大学 | 地域と連携した観光活性化の取組み |
| 9 | 有識者 | 客観的・専門的意見や助言 |
| 10 | 行政 | |
| | 事務局 | 産業経済部観光政策課 |

(参考) 他都市の観光地経営会議の事例：北海道倶知安町

倶知安町観光地経営会議（マスタープランの策定と進捗管理）

倶知安観光協会（地域DMO）理事

（2024・25年度の理事の業種）宿泊業／観光サービス業／不動産業／飲食業／印刷業／農業／宿泊・スキー場／商工会議所など

ニセコひらふエリアマネジメント

ニセコプロモーションボード（地域DMO※旧地域連携DMO）

倶知安町（観光商工課＋関連部局）

事務局：倶知安観光協会（地域DMO）

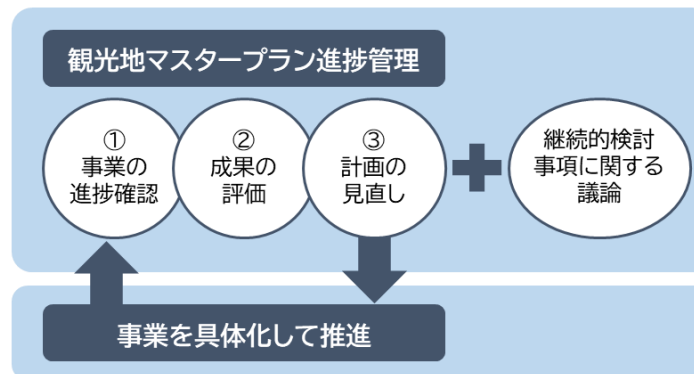
メンバー・体制

- ▶ 倶知安町の観光に携わる多様な主体がメンバー
- ▶ 地域DMOが事務局を務める
- ▶ 町長は顧問として参加
- ▶ 行政の関連部局もオブザーバーとして参加

会議の役割

- ▶ 観光地マスタープランの進捗管理・検証・計画の見直しをおこなう
- ▶ 関係者間で情報を共有する

観光地経営会議



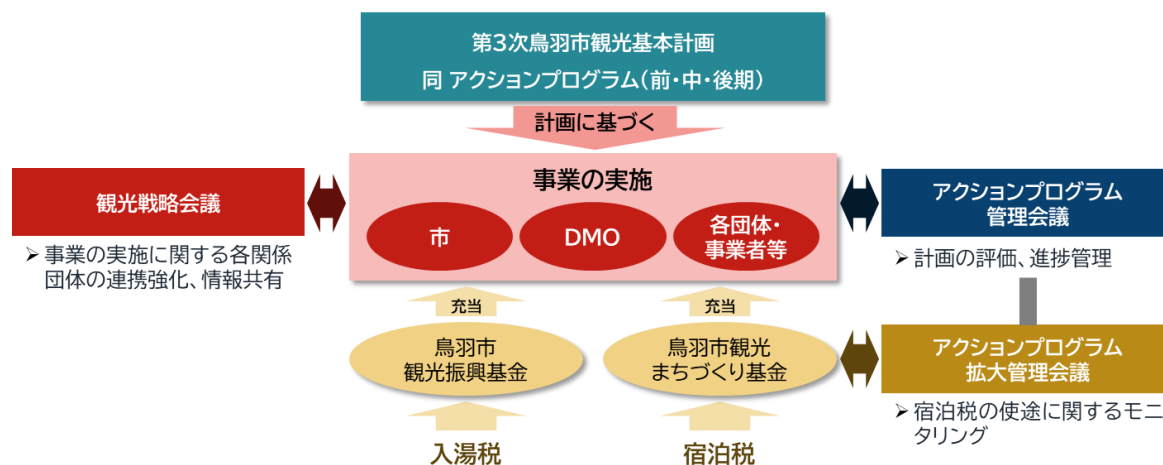
出典：倶知安町観光地マスタープラン（改訂版）

(参考) 他都市の観光地経営会議の事例：三重県鳥羽市

鳥羽市アクションプログラム管理会議（観光基本計画の進捗管理） （仮称）アクションプログラム拡大管理会議（宿泊税のガバナンス）

| |
|-------------------|
| 学識経験者 |
| 鳥羽市観光協会（地域DMO） 会長 |
| 鳥羽商工会議所 専務理事 |
| 鳥羽磯部漁業協同組合 常務理事 |
| 鳥羽市旅館組合連絡協議会 会長 |
| 鳥羽市温泉振興会 会長 |
| 鳥羽市副市長 |

鳥羽市では宿泊税を2026年4月より導入。宿泊税のガバナンスのための「（仮称）アクションプログラム拡大管理会議」を立ち上げ予定
メンバーはアクションプログラム管理会議委員（左表）に加え、宿泊事業者、市の財政・税務部局も参加予定



(参考) 他都市の観光地経営会議の事例：長野県白馬村

白馬村観光地経営会議 (観光地経営ビジョン策定・進捗管理、宿泊税の使途の審議)

HAKUBA VALLEY TOURISM (地域DMO※旧地域連携DMO) 代表理事

白馬村観光局 (地域DMO) 代表理事

白馬商工会 副会長

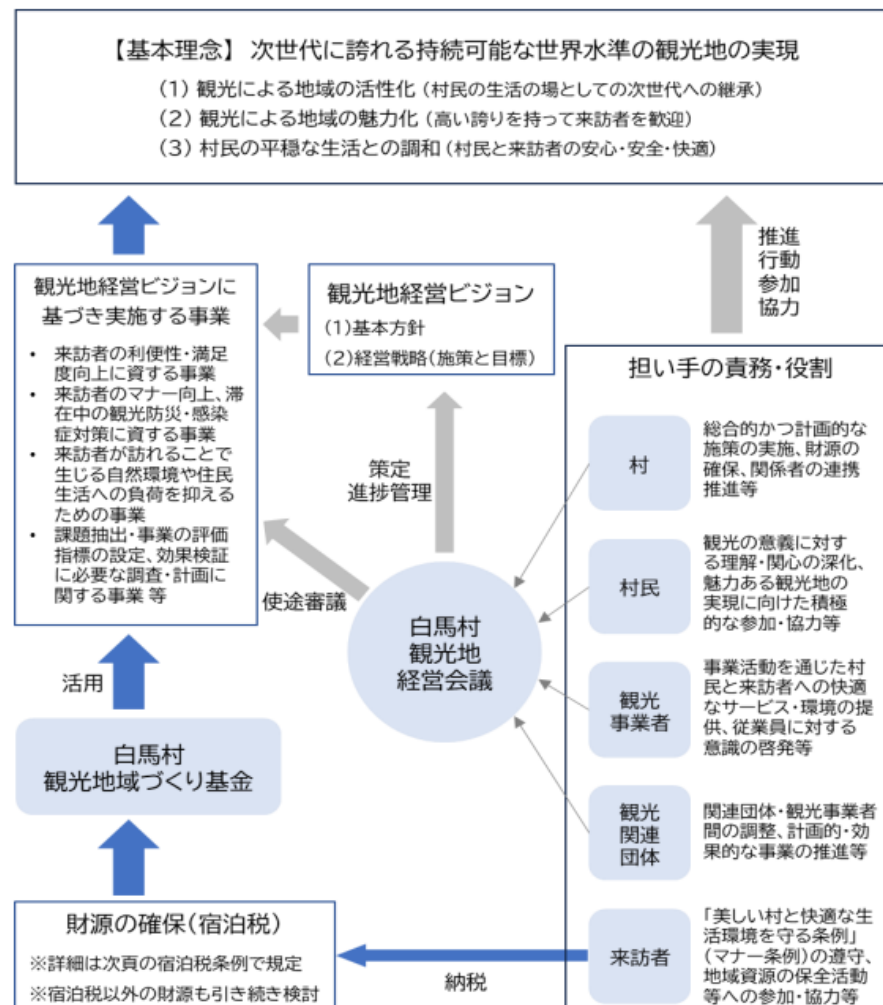
長野県旅館ホテル組合会 会長

金融機関代表 (白馬村金融団)

白馬村教育長

関係団体代表 (宿泊事業者、観光事業者等)

アドバイザー：学識経験者



出典：令和7年度第1回白馬村観光地経営会議資料